

佐賀県告示第二百五十九号

佐賀県訓練手当支給要綱（昭和四十一年佐賀県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月一日

佐賀県知事 古 川 康

第三条第一項中「を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び」を「、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条の規定による認定を受けた職業訓練施設を行う職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）又は」に改める。

第四条第一項中「公共職業訓練」の下に「、求職者支援訓練」を加え、「職業訓練」を「職業訓練等」に改める。

第五条第一項及び第三項第一号、第六条第一項並びに第七条中「職業訓練」を「職業訓練等」に改める。

第九条第一項中「当該職業訓練」を「当該職業訓練等」に改め、「経由して」の下に「（求職者支援訓練を受講する者にあつては、直接）」を加え、同条第三項中「職業訓練」を「職業訓練等」に改め、「経由して」の下に「（求職者支援訓練を受講する者にあつては、直接）」を加える。

第十条中「職業訓練」を「職業訓練等」に改め、「経由して」の下に「（求職者支援訓練を受講する者にあつては、直接）」を加える。

様式第一号中「公共職業訓練」を「職業訓練等」とし、「・職場適応訓練」を「・求職者支援訓練・職場適応訓練」とし、「進達します」を「進達（証明）します」に改め、同様式の注の3中「職業訓練」を「職業訓練等」に改め、同様式の注の4を次のように改める。

- 4 公共職業訓練該当者については、公共職業能力開発施設の長を経由して県へ提出してください。

様式第一号の(注)に次のように加える。

- 5 求職者支援訓練該当者については、職業訓練を行う施設の長の証明を受けて申請者が直接県へ提出してください。
- 6 職場適応訓練該当者については、公共職業安定所長を経由して県へ提出してください。

様式第一号の二五「進達します」を「進達（証明）します」及び「職業訓練」を「職業訓練等」に改める。

「

手当等の種類	支給額
様式第一号中	

を

「

手当等の種類	支給額
様式第一号中	

に改める。」

様式第二号中「通り」を「とおり」及び「訓練を行う」を「職業訓練等を行う」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。